

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
1	労働環境改善経費	以下の機器・保護具の導入を検討しております。 つきましては、これらが本助成金の支給対象として認められるかについてご教示いただけますでしょうか。 ※カタログ添付あり <u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u> 現場での粉塵の吸入による健康被害を防ぐために3点を併せて導入したいと考えています。 <u>2. 作業アシストスーツ</u> 重労働の負担を軽減することが可能なため、疲れによる転倒などの労働災害を防げることや女性の就業可能業務の拡大のために導入をしたいと考えています。 <u>3. インカム</u> 危険排除（作業中のスマートフォンの確認）や騒音作業中などに緊急時の連絡の対応遅れにつながるリスクを防ぐために導入をしたいと考えています。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。今回ご質問の物品については、次のとおりです。 <u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u> 直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。 <u>2. 作業アシストスーツ</u> 重労働の負担軽減（労働環境の改善）を目的としているので、助成対象です。 <u>3. インカム</u> 直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。	R8.6.5
2	労働環境改善経費	施工管理システムの導入を検討しております。つきましては、本助成金の支給対象かどうかご教示願います。※カタログ・見積書添付あり <u>1. 施工管理システム</u> 理由：現在使用している工事管理システムはCAD・写真管理の内容が不十分で業務効率向上のため、このソフトを導入したい。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。今回ご質問の物品については、次のとおりです。 <u>1. 施工管理システム</u> 直接、建設工事の生産性向上に資するものであるため、助成対象です。 ただし、リースやレンタルの場合は助成対象となりません。 また、次の費用は助成対象となりません。（見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。） ・システムの保守に係る費用 ・サブスクリプションに係る費用 ・その他サポートサービス等に係る費用	R8.6.19
3	労働環境改善経費	建設工事における安全性及び生産性の向上に寄与する消耗品として、コードレスの電動工具（ドリルなど）は、対象になりますか？	直接、労働環境の改善に資するものであれば助成対象となりますが、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 交付申請を行う際は、「事業計画書」に現状・課題や事業の目的を記載し、商品の詳細がわかるもの（カタログ等）を添付してください。	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
4	資格取得経費	従業員に大型免許及び大型特殊免許を6月22日より受講するのですが、対象になりますか？	交付決定前に事業に着手（申込み）しているものは、助成対象となりません。助成金の交付決定後に受講等の申込みを行うことができ、かつ、令和9年1月31日までに資格を取得（複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、助成対象となります。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q6－4参照）	R8.6.25
5	労働環境改善経費	クーラーボックスは対象になりますか？ 外現場の際に熱中症対策や防寒対策で飲料や保冷グッズを入れて持ち歩くため ※商品URLあり	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の充電式保冷温庫については、熱中症対策及び防寒対策の物品として、助成対象です。	R8.6.25
6	労働環境改善経費	熱中症対策備品として、冷蔵機能付のクーラーボックスは対象になりますか 現場での日陰を確保するための簡易テントについても対象となるか知りたい。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 交付申請を行う際は、「事業計画書」に現状・課題や事業の目的を記載し、商品の詳細がわかるもの（カタログ等）を添付してください。	R8.6.25
7	労働環境改善経費	建設業の許可を取得していますがメインは他業種で作業員もほとんどが他業種です。 建設業に従事しているのは3名ですが空調服を作業員全員に支給した場合は建設業に従事している社員のみが対象となるのでしょうか？ 経口補水液もまとめ買いしても建設業従事者のみが対象となるのでしょうか？	お見込みのとおりです。 この助成金は、建設業における職場の魅力向上や従業員定着などにつながる労働環境の改善等を目的としています。 このため、熱中症対策として、建設事業に従事している労働者（建設労働者）に支給する空調服や経口補水液の購入経費は助成対象となりますが、他の事業に従事している労働者に支給するための購入経費は助成対象となりません。 なお、消耗品（1件あたり10万円未満のもの）の購入費用のみで総額10万円以上（税抜）とならない場合は、建設労働者のために購入するものであっても、助成対象となりません。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7参照）	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
8	労働環境改善経費	1. 従業員用の休憩室として、コンテナハウス（またはユニットハウス）を新設・購入する場合、労働環境改善経費（就業環境改善施設等）の対象になりますでしょうか。なお、リース・レンタルではなく買い切りでの購入を前提としています。 2. 上記が対象となる場合、設置場所が自社事業所の敷地内（広島県内）であり、申請者の従業員が使用するものであれば差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 3. Q&Aでは「建物の新築・購入（不動産取得）」は対象外とされていますが、コンテナ・ユニットハウスがこれに該当するか否かの判断基準（例：基礎への固定の有無、建築確認の要否 など）がございましたらご教示ください。 4. 休憩室への「エアコンの設置」は対象という理解でよろしいでしょうか。 5. 休憩室で使用する机・椅子等の什器・備品は、対象になりますでしょうか（総額10万円以上を前提とした場合）。	1. 建設労働者のための休憩室の整備を目的とした購入であれば、助成対象です。 2. お見込みのとおりです。 「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－2～Q5－4の助成対象とならない事例に該当するような場合は、助成対象となりません。 3. 建物の新築・増築（作業場の拡張）に係るものは、助成対象となりません。（個別の判断となります。） 4. お見込みのとおり、助成対象です。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－4参照） 5. 休憩室の機能上必要となる備品等は助成対象となります。（休憩用の机、椅子などは助成対象となりますが、娯楽や福利厚生を目的としたものは助成対象となりません。）	R8.6.25
9	労働環境改善経費	工事現場の社員に空調服を支給していませんでしたが一斉に支給することにしました。 1人20,000円程で19人予定です助成金の対象でしょうか？ 経口補水液はまとめて10万円以上購入すれば助成金の対象になるのでしょうか？ 昨年 建設業労働環境改善等助成金で工事現場で使用するミストファン5台購入しました。 今年も購入する場合も対象になるのでしょうか？	熱中症対策として、建設労働者に支給する空調服を購入する経費は、助成対象です。 今回のご質問の場合、空調服と経口補水液の購入金額の合計（税抜）が10万円以上である場合は、助成対象です。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7～Q5－8参照） 昨年度の労働環境改善等助成金を利用したことによる申請の制限は設けていませんが、不自然な購入については、助成対象と認められないことがあります。申請する際は、事業計画書に、現状・課題や事業の目的などを具体的に記載してください。	R8.6.25
10	労働環境改善経費	荷揚げ作業の電動化・自動化 ※カタログ添付あり 人力で行っていた重量物の運搬や揚げ降ろしを、電動ウィンチに置き換えることで、腰痛などの身体的負荷を大幅に軽減できます。 人員の大幅削減、作業効率アップ、安全性の向上が見込める	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の安全性・生産性向上に資するものであれば、助成対象です。	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
11	共通	提出書類6の求人情報サイトの採用ページですが、全国向けのマイナビの求人資料では不可でしょうか？	民間の求人情報サイトに掲載している場合でも問題ありません。 なお、「県内の営業所で雇用する建設労働者」に係る求人である必要があります。	R8.6.25
12	労働環境改善経費	CADソフトは助成対象となりますでしょうか。（カタログ添付） 助成対象項目、生産性向上の観点において、建設工事において施工図作成、中国電力申請図面作成、所轄消防署申請用図面作成、電子納品用図面作成において、人材不足のなか建設業設備工事（電気・機械）に特化したCADソフトを導入することにより、格段の生産性の向上が見込まれます。また、販売元、開発元ともサポート体制も充実しており、信頼のできる業者であります。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の生産性向上に資するものであるため、助成対象です。 ただし、リースやレンタルの場合は助成対象となりません。 また、次の費用は助成対象となりません。（見積書に含まれていても問題ありませんが、助成対象経費からは除きます。） ・システムの保守に係る費用 ・サブスクリプションに係る費用 ・その他サポートサービス等に係る費用	R8.6.25
13	資格取得経費	7月1級土木施工管理技士の試験に対する費用などの支払がR8年1月から3月に済んでいます。 該当しますでしょうか？	交付決定前に事業に着手（申込み）しているものは、助成対象となりません。 助成金の交付決定後に受講等の申込みを行うことができ、かつ、令和9年1月31日までに資格を取得（複数回に分割して行われる資格試験については、該当回の合格発表）できるものが、助成対象となります。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q6－4参照）	R8.6.25
14	労働環境改善経費	建設業労働環境改善等助成金を用いて、各現場の担当者にファン付き作業服と熱中症対策キットを具備させたいと検討しております。 ファン付き作業服、熱中症対策キットともに「労働環境改善経費」中の消耗品にあたりかと思いますが、募集要領 第4助成金の交付申請等 3 【提出書類一覧（交付申請）】【労働環境改善経費に係る申請のみ】カ 当該事業を実施する場所の位置図 キ事業実施前の状態が分かる写真 ク整備内容が分かる書類 のカ・キ・ク書類提出は必要でしょうか。 ファン付き作業服は現場担当者が着用し熱中症対策キットは現場に持参させようと考えております。書類提出が必要かどうか、ご教示をいただけますようお願い致します。	ファン付き作業服や熱中症対策キットを購入する場合は、次のとおりです。 「当該事業を実施する場所の位置図」……………不要（移動させて使うため） 「事業実施前の状態が分かる写真」……………不要（移動させて使うため） 「整備内容が分かる書類」（カタログ等）…必要（消耗品購入でも必須）	R8.6.25

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
15	労働環境改善経費	熱中症対策として、「飲める氷が作れる冷凍庫」の購入を考えております。補助金対象になりますでしょうか？ ※カタログ添付あり	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の充電式保冷温庫については、熱中症対策及び防寒対策の物品として、助成対象です。	R8.7.2
16	労働環境改善経費	【購入目的】 夏季の屋外作業現場における熱中症予防および従業員の健康確保のため。 【購入予定品】 ※カタログ添付あり ① 熱中対策水 パウチレモン味（凍結可能な飲料） → 凍結し持参。現場作業時の水分・塩分補給のため ② アイスノン 頭を冷やすスプレー → 作業中の身体冷却および熱中症予防のため ③ アイスノン 爆冷スプレー → 作業時の身体冷却および熱中症予防のため ④ 熱中対策水（日向夏味・レモン味・アセロラ味） → 現場作業時の水分・塩分補給のため	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の①～④の消耗品については、熱中症対策の物品として、助成対象です。	R8.7.2

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
17	資格取得 経費	【事業者概要】 ・広島県内に所在する建設業者 ・従業員数：8名 【受講予定の講習】 ・講習名：令和8年度 配水管工技能講習会「配水管工技能講習会（小口径管）（3日間）」 ・実施機関：公益社団法人 日本水道協会 ・受講予定者数：2名 ・受講場所：県外会場（支給決定後に受講申込みを行う予定であり、業務日程との調整のうえ決定予定） ※申込状況によっては埼玉県川口市会場を予定 ・受講日：未定（支給決定後に決定予定） なお、本講習の修了者は「配水管技能者」として登録され、施工可能な業務・現場の拡大につながる予定です。 【県外受講となる理由】 広島県内での開催状況を確認したところ、当該年度に受講可能な県内会場の日程が既に終了しているため、県外会場での受講を予定しております。 【旅費・宿泊費について】 当該講習は3日間の日程で実施されます。 ・第1日目の開始時刻が8時45分であるため、前日から現地入りする必要があります。 ・最終日は17時に終了予定であり、作業服からの着替え等が必要であるため、終了当日の移動が困難であることから、最終日も宿泊し、翌日に帰路につく予定です。 つきましては、次の点についてご教示いただけますでしょうか。 【確認事項】 ① 上記講習会の受講料及び旅費・宿泊費は、助成対象経費として申請可能でしょうか。 ② 県内で受講可能な日程がないため県外会場を受講する予定ですが、上記理由は県外受講に係る合理的な理由として認められるでしょうか。 ③ 「実施予定事業に係る見積書の写し」について、講習会受講の場合は比較見積書の提出は不要でしょうか。また、旅費及び宿泊費については、どのような方法で見積額を算出・比較すればよいかが教示ください。	①助成金の目的から、原則として、業務上必要となる建設関係の資格は、法令に定めのある資格、免許及び技能講習（施工管理技士や基幹技能者などの営業所技術者になることができる資格、大型・中型免許、小型移動式クレーン運転技能講習等）を助成対象としています。 上記に該当しない講習等は助成対象となりません。 ②上記①のとおり、当該講習の受講料は助成対象となりません。 ③上記①のとおり、当該講習の受講料は助成対象となりません。	R8.7.2
18	労働環境 改善経費 資格取得 経費	・特定技能外国人の自動車普通免許取得費用は助成の対象にならないでしょうか。ダンプの運転もできるようになれば業務上大変助かります。 ・経口補水液以外にも熱中症対策として毎日現場に持たせている、お茶、水、ポカリスエット、アクエリアスやソルティライチ等の飲料は助成の対象となりますでしょうか。	・助成金の目的を勘案し、広く一般に取得されている普通免許（AT限定解除を含む。）の取得に係る経費は、助成対象となりません。 ・経口補水液以外であっても、熱中症対策として効果的な飲食物品であれば、助成対象です。 ただし、嗜好品や昼食用のお茶など、熱中症対策を目的としない飲食物品は助成対象となりません。	R8.7.10

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
19	共通	・「複数の事業者から見積りを徴取すること。」とあるが、同じ内容の見積りを複数業者から出してもらうという事か。 ・複数の見積りがあると総事業費が変わってくるが、どのように申請をすればよいか。	・お見込みのとおりです。 実施予定の事業について、広島県内に本社を置く2社以上の事業者から見積りを徴取してください。困難な場合は、その理由書を添付してください。 なお、消耗品を購入する場合は、見積書の添付は不要です。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q3-5～Q3-7参照） ・取得した見積りを元に、いずれか低い方の額で申請してください。	R8.7.10
20	資格取得経費	■資格取得経費について 弊社では、主に4tトラックおよび6tトラックを使用して資材を搬入し、建設現場において施工業務を行っております。 このたび、業務に必要な資格として、社員に対する「中型自動車免許」および「中型自動車免許（限定解除）」の取得を予定しております。 これらの資格取得に係る受講費用について、助成金の対象となるかご教示いただけますでしょうか。 また、助成対象となる場合、受講予定者は2名おりますが、2名分それぞれについて助成金の申請は可能でしょうか。 ご教示いただけますと幸いです。	建設業の業務を行うにあたって必要となる「中型自動車免許」や「中型自動車免許（限定解除）」の取得経費は、助成対象です。 また、2名分の交付申請は可能です。 ※同一年度に交付申請は1度のみ可能です。1名ずつ分けて申請するのではなく、2名分をまとめて申請してください。	R8.7.17

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
21	労働環境改善経費	1. 質問の趣旨 当社では、建設労働者（現場監督、施工管理担当者、技術者等）の労働環境改善、建設工事における安全性及び生産性の向上、若手技術者教育の充実を目的として、下記の電子黒板システムの導入を検討しています。本設備は、一般的な大型液晶モニターとしての使用を主目的とするものではなく、図面・工程表・施工写真・安全教育資料等に直接書き込み、内容を保存・共有し、現場・事業所・本社間で工事打合せや施工検討会、安全教育を行うための設備として運用する予定です。 2. 導入を検討している設備 （省略） 3. 主な活用方法 （1） 施工図、設計図、工程表、工事写真、安全教育資料等を表示し、危険箇所、施工上の注意点、変更点を画面上に直接書き込み、建設労働者間で認識を共有する。 （2） 本社、事業所、現場間の施工検討会・工程会議・安全衛生教育に活用し、移動時間、紙資料、伝達漏れ、手戻りの削減を図る。 （3） AIカメラ・マイク・スピーカー等を用いて、遠隔地からでも図面や資料の該当箇所を示しながら協議し、現場監督者・施工管理担当者の判断と教育を支援する。 （4） 会議や教育の結果をPDF等で保存・共有し、若手技術者への教育資料、KY活動、安全教育記録、施工検討記録として活用する。 4. 確認したい事項 （1） 上記の目的及び活用方法で導入する電子黒板システムは、募集要領に記載の「労働環境改善経費」のうち、「その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの（建設工事における安全性及び生産性の向上等に実質的に寄与するもの）」として、助成対象になり得ますでしょうか。 （2） 助成対象になる場合、電子黒板本体、専用スタンド、AI Camera Unit、搬入料、設置指導料、拡張指導料金のうち、助成対象経費として計上可能な範囲をご教示ください。 （3） 本設備は本社内の施工検討・安全教育・研修スペース等に設置予定ですが、主な利用者を建設労働者（現場監督、施工管理担当者、技術者等）とし、現場・事業所との施工検討、安全教育、若手技術者教育に継続して使用する場合、設置場所が本社内であっても対象となり得ますでしょうか。 （4） 同一目的で65インチ、75インチの2台を導入する場合、2台とも助成対象経費として申請可能でしょうか。 5. 添付予定資料 （省略）	（1） 助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の生産性向上に資するものではないため、助成対象となりません。 （2） 上記（1）のとおり、当該物品は助成対象となりません。 （3） 上記（1）のとおり、当該物品は助成対象となりません。 （4） 上記（1）のとおり、当該物品は助成対象となりません。	R8.7.17

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
22	労働環境改善経費 資格取得経費	【1】助成対象になるかどうか（大型モニターと専用ソフト） 当社は運送・建設・倉庫業を営んでおります。 安全対策情報やお客様からの注意喚起、業務スケジュールなどの社内情報伝達について、現在は主に、事務所内の掲示板に紙を張り出す形で行っております。しかしながら、現在の方法では社員（広島本社・岡山支社・岐阜支社で計約140人）に十分に情報が行きわたらない課題があります。紙資料を印刷し、張り出す負担もあります。 そこで、事務所に大型モニターと大型モニターにデータを映し出す専用ソフトを導入することで、社内の情報伝達の確実性を高め、安全性向上を図りたいと考えております。紙資料の印刷・掲示という労働負担を経験するほか、スケジュールの共有による労働環境改善にもつなげたいと考えております。 大型モニターと専用ソフトが本助成金の対象となるかどうかをご教示いただきたく存じます。 ⇒資料 業者作成の仕様書・見積書を添付します。 【2】助成対象になるかどうか（あと施工アンカー講習・試験受講費） 当社は、建設業務を行う上で必要な「あと施工アンカー（第1種施工士／第2種施工士）」の資格を多くの社員に取得してもらい、キャリアアップと技能向上を図っていただいています。 この資格の取得経費（必須の講習受講と試験受講費）は本助成金の対象となるかどうかをご教示いただきたく存じます。 ⇒資料 URL添付あり	【1】助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、建設工事の生産性向上に資するものではないため、助成対象となりません。 【2】助成金の目的から、原則として、業務上必要となる建設関係の資格は、法令に定めのある資格、免許及び技能講習（施工管理技士や基幹技能者などの営業所技術者になることができる資格、大型・中型免許、小型移動式クレーン運転技能講習等）を助成対象としています。 上記に該当しない講習等は助成対象となりません。	R8.7.17

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
23	労働環境改善経費	・現場ハウスが設置できない時に、クールテント・スポットクーラー・ポータブル電源（コンセントがない現場でスポットクーラーを動かすため）3点は、助成金対象になりますか？ ・建設キャリアアップシステムの就業履歴データ登録に使用する、カードリーダーは助成金対象になりますか？ ※カタログ添付あり	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、クールテント、スポットクーラーについては助成対象です。 ポータブル電源については、コンセントがない現場でスポットクーラーを動かすために、スポットクーラーとセットで申請される場合は助成対象です。 カードリーダーについては、直接、建設工事の生産性向上に資するものではないため、助成対象となりません。	R8.7.24
24	労働環境改善経費	【購入目的】 屋外での建設現場作業に従事する作業員の体温上昇を抑え、熱中症を予防し、安全かつ快適な作業環境を確保するため。 【購入予定品】 ※カタログ添付あり ヒンヤリ接触冷感素材 6110 半袖ポロシャツ 会社名刺繍 単価 300円	普段着として使用できる衣類等については、助成対象としていません。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7参照） また、会社名の刺繍やロゴ入れ等に係る経費は、ファン付き作業服に刺繍等を入れる場合であっても、助成対象となりません。	R8.7.24

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
25	労働環境改善経費	このたび、従業員の熱中症予防および労働環境改善を目的として、全社で空調服を導入いたしました。 弊社は全18拠点を展開しており、今回の空調服の購入総額は約270万円です。既に商品は発注・導入しておりますが、代金の支払いは2026年7月末を予定しております。 広島県の「建設業労働環境改善等助成金」では、ファン付き作業服が対象となる旨を拝見いたしました。 つきましては、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ・既に発注・納品済みで、支払い前の空調服は助成対象となる可能性があるか ・全18拠点をまとめて購入した場合、広島県内の拠点または従業員に係る部分のみを対象として申請できるか ・申請可能な場合、対象経費の算定方法や必要書類 ・今後、同様の設備を追加購入する場合の申請手続きと申請時期	・交付決定前に事業に着手しているものは、助成対象とならないため、既に発注済みの場合は、納品前・支払い前であっても、助成対象となりません。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q2－3参照） ・広島県内の建設事業に従事している労働者（建設労働者）に係るものは助成対象です。 ただし、熱中症対策として、建設労働者に支給する空調服の購入経費は助成対象となりますが、他の事業に従事している労働者に支給するための購入経費は助成対象となりません。 また、消耗品（1件あたり10万円未満のもの）の購入費用のみで総額10万円以上（税抜）とならない場合は、建設労働者のために購入するものであっても、助成対象となりません。 （「建設業労働環境改善助成金Q&A」Q5－7参照） ・交付申請受付期間は、令和8年11月30日（月曜日）までです。 助成対象経費の算定方法、必要書類、交付申請手続、その他申請に当たっての注意点などについては、県ホームページに掲載している「建設業労働環境改善等助成金募集要領」や「建設業労働環境改善助成金Q&A」をご確認ください。	R8.7.30
26	共通	建設業労働環境改善等助成金の申請できる建設業者の条件の中で ③ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。 との記載があるのですが。 以前ハローワークインターネットサービスで求人を出していただけでは条件を満たさない事になるのでしょうか？ もし条件を満たさなかった場合新たに求人を行った場合条件を満たす事が出来るのでしょうか？	「求人を現に行っていること」を要件としているため、交付申請時点で求人を行っている必要があります。 このため、ハローワークでの募集期間（求人票の掲載期間）が終了している場合は、要件を満たさないこととなります。 なお、交付申請時に求人を行っているのであれば、新たに求人を行った場合でも、要件を満たすこととなります。	R8.7.30

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
27	労働環境改善経費	令和8年度「建設業労働環境改善等助成金」への申請を検討しており、購入を予定している安全器具が助成対象経費に該当するか、ご教示いただきたくご連絡いたしました。 【対象品】（商品名省略） セット内容：①フルハーネス（墜落制止用器具）／②フレックスランヤード（第二種ショックアブソーバー付・150cm）1本／③ワークポジショニング用ランヤード（ローリータイプ5m・グリップタイプ3m 各1本）／④連結用スリング ※商品案内を添付いたします。 【用途】 当社は造園工事業を営んでおり、高さ2m以上の樹上作業および高所作業車を使用した作業が日常的に発生します。 本製品は、厚生労働省「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付 基発0622第2号）を踏まえ、造園業の高所作業における墜落・転落災害を防止するために使用するものです。作業員の安全確保と労働環境の改善を目的として導入を検討しております。 【ご質問】 本製品は、本助成金の助成対象経費に該当しますでしょうか。 作業員の人数分として複数セットを購入する場合も、それぞれ対象となりますでしょうか。 交付決定前の発注・支払いは対象外と認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 今回ご質問の物品については、直接、労働環境の改善に資するものではないため、助成対象となりません。	R8.7.30

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
28	労働環境改善経費	・現場の施工管理者や作業員から、電子黒板を使用してDX化させたいという要望があり、電子黒板付き工事写真の撮影・管理・図面等の共有ができる建設現場の施工管理に特化したスマートフォンの購入を検討しております。こちらは助成金の対象になりますでしょうか。 以下商品URLを添付します。 （商品URL省略） ご検討宜しくお願い致します。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 建設現場の施工管理に特化したタブレットであれば、助成対象です。 ※汎用的に使用可能な電子機器（通常のタブレット、スマートフォンなど）は、助成対象となりません。	R8.8.6
29	労働環境改善経費	いつもお世話になっております。 『労働環境改善経費』について質問です。 建設業の防水工事において、電源確保が困難な現場では防水施工箇所の洗浄作業を手作業にて行っています。 高圧洗浄機を導入し、作業の効率化を図りたいと考えています。 現場にて高圧洗浄機の電源を確保するため、合わせて発電機の購入も検討しています。 この場合、高圧洗浄機と発電機は助成対象になりますでしょうか。 該当商品のカタログを添付しますので、ご教示いただけますと幸いです。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 建設工事における作業効率・生産性の向上に資する機械であれば、助成対象です。また、発電機については、当該機械を使用するために必要な場合であって、当該機械とあわせて申請するのであれば、助成対象です。	R8.8.6
30	労働環境改善経費	熱中症対策飲料の対象商品は、どのように判断したらよいのでしょうか？ 販売店から提供していただいたカタログはすべて熱中症対策飲料と確認が取れましたが、食事等での水分補給は対象にならないという回答とは相違があります。 カタログを添付しますので、どの商品が対象となるかをご教授いただければ幸いです。	助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。 熱中症対策を目的として、熱中症対策飲料（熱中症対策として効果的な飲料）を購入する場合は、助成対象です。 ただし、商品そのものは熱中症対策飲料であっても、購入の目的が熱中症対策ではない場合（食事用や嗜好品として購入する場合）は、助成対象となりません。	R8.8.6

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】（R8.8.6時点）

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部変更しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
31	労働環境改善経費	1、従業員用の衛生面、就業環境の改善のため、自社事業所内にシャワー室の設置を検討しております。自社事業所内を一部改修して設置する場合、労働環境改善経費として助成対象になりますでしょうか。 2、上記が対象になる場合、金額が300万円前後を見込んでいます。交付額について助成率2分の1を乗じた額（上限50万円まで）とありますが、上限50万円までの部分で助成いただけるという理解でよろしいでしょうか。	1 建設労働者の就業環境の改善のために、シャワー室を新設する場合は、助成対象です。 （「建設業労働環境改善助成金Q＆A」Q5－4参照） 2 お見込みのとおりです。 助成対象経費に2分の1を乗じた額が50万円を超える場合であっても、交付額の上限は50万円までです。	R8.8.6